2　前項の参考書類に係る新議決権代理行使府令第二条の三第二項の規定の適用については、同項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、「子会社等」とあるのは「子会社」とする。この場合において、同項第一号の規定は、適用しない。

3　第一項の参考書類に係る新議決権代理行使府令第二条第三項第六号、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号の規定の適用については、新議決権代理行使府令第二条第三項第六号ハ中「会社法施行規則」とあるのは、「会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第六号）第一条の規定による改正前の会社法施行規則」とする。

4　前三項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る参考書類の記載については、なお従前の例による。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この府令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している信用金庫、信用協同組合、信用金庫連合会又は信用協同組合連合会の監事については、この府令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、第二十三条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二十四条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。

2　施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書に係る第二十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第六十二条第二号及び第六十九条第五項第四号の規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

（特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前に招集の手続が開始された特定目的会社の社員総会に係る社員総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第八号及び第百四十九条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府令・総務省令第三号

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第八条第一項第五号中「委員会設置会社である場合には、」を「監査等委員会設置会社である場合には取締役、指名委員会等設置会社である場合には」に改める。

第十三条第一項第三号中「委員会設置会社である場合には、」を「監査等委員会設置会社である場合には」に改める。

第二十八条第一項第四号中「委員会設置会社である場合には、」を「監査等委員会設置会社である場合には」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一号ハ中「第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イ」を「第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イ」に改め、同条第二号中「第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号」を「第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府令・法務省令第二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子